

参考資料 1

第3回科学技術情報整備審議会

平成25年7月25日

科学技術情報整備審議会規則

(昭和三十六年六月二十六日国立国会図書館規則第三号)

改正

昭和三十六年九月二十九日国立国会図書館規則第五号

第五号

同 三十八年五月 七日同

第五号

同 四十年八月 十三日同

第五号

同 六十一年五月 三十日同

第三号

平成 十四年三月三十一日同

第三号

同 二十三年六月二十三日同

第二号

同 二十三年十月 三日同

第七号

が、その職務を代理する。

(専門委員)

第三条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、科学技術に関する学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第四条 審議会に、部会を置くことができる。

(幹事)

第五条 審議会の審議資料を準備し、委員及び専門委員の活動を補佐するため、審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、国立国会図書館の職員のうちから館長が任命する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、利用者サービス部科学技術・経済課及び電子情報部電子情報企画課において処理する。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮つて定める。

1 この規則は、昭和三十六年六月二十六日から施行する。

附 則

- 2 委員は、科学技術に関する学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 委員の任期は二年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員

2 最初に委嘱する委員の任期は、第二条第四項の規定にかかわらず、昭和三十七年三月三十一日までとする。

(施行期日)

この規則は、昭和三十六年九月一十九日から施行する。

附 則（昭和三十八年五月七日国立国会図書館規則第五号）

この規則は、昭和三十八年五月七日から施行する。

附 則（昭和四十年八月十三日国立国会図書館規則第五号）

この規則は、昭和四十年八月十三日から施行する。

附 則（昭和六十一年五月三十日国立国会図書館規則第三号）

1 この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

2 この規則による改正後最初に委嘱する委員の任期は、第二条第四項の規定にかかわらず、昭和四十二年三月三十一日までとする。

附 則（昭和六十一年五月三十日国立国会図書館規則第三号）

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日国立国会図書館規則第三号）

この規則は、国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の施行の日から施行する。
(施行の日＝平成十四年四月一日)

附 則（平成十六年三月二十三日国立国会図書館規則第二号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二十三日国立国会図書館規則第三号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月三日国立国会図書館規則第七号）抄